

岩手県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成30年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の92
- （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
- （3） 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の92
- （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
- （3） 解除の理由 海岸保全施設用地とするため